## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	文化財・生涯学習課	整理番号	2-3-8
処分の種類	所有者等以外の者による重要文化財の公開の許可取消、公開停止命令				
根拠法令条例 等·条項	文化財保護法第53条第4項				
処分の概要			以外の者で重要文 き、許可の取消又は		
処分基準(未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先	:例がないため)			
基準の制定根拠					